

2016年改正欧州司法裁判所規程

2017年9月11日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Protocol (No 3) on the Statute of the Court of Justice of the European Union に基づき翻訳を試みた。テキスト(英語版)は、下記の Europa の Web サイトから入手した。

https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2016-08/tra-doc-en-div-c-0000-2016-201606984-05_00.pdf

[2017年8月30日確認]

このテキストには、「This text contains the consolidated version of Protocol (No 3) on the Statute of the Court of Justice of the European Union, annexed to the Treaties, as amended by Regulation (EU, Euratom) No 741/2012 of the European Parliament and of the Council of 11 August 2012 (OJ L 228, 23.8.2012, p. 1), by Article 9 of the Act concerning the conditions of accession to the European Union of the Republic of Croatia and the adjustments to the Treaty on European Union, the Treaty on the Functioning of the European Union and the Treaty establishing the European Atomic Energy Community (OJ L 112, 24.4.2012, p. 21), by Regulation (EU, Euratom) 2015/2422 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2015 (OJ L 341, 24.12.2015, p. 14) and by Regulation (EU, Euratom) 2016/1192 of the European Parliament and of the Council of 6 July 2016 on the transfer to the General Court of jurisdiction at first instance in disputes between the European Union and its servants (OJ L 200, 26.7.2016, p. 137)」との注記がある。即ち、2016年7月26日改正後の最新版(統合版)の司法裁判所手続規程程(Protocol No 3)のテキストである。

欧州司法裁判所規程(Protocol No 3)は、非常に短い前文、条文及び別紙の3つの部分で構成されている。この参考訳においては、前文、条文及び別紙の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

ただし、意識の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

この参考訳は、あくまでも欧州司法裁判所規程程(Protocol No 3)の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるため、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。

誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

(この参考訳作成する際に考慮した事項)

訳語の選択等に関しては、後掲 2016 年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳の冒頭部分で述べたとおりである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

2016 年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 201～282 頁にある。司法裁判所手続規則補足規則の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 304～314 頁にある。2016 年改正一般裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 368～449 頁にある。司法裁判所決定 2011/C 289/06 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 450～453 頁にある。一般裁判所決定(EU) 2016/2387 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 454～472 頁にある。法へのアクセス報告書の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 6 号 136～158 頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した文献等のほか、石川明・石渡哲編『EU の国際民事訴訟法判例』(信山社、2005)、石川明・石渡哲・芳賀雅頭編『EU 国際民事訴訟法判例Ⅱ』(信山社、2013)、松本博之『民事訴訟法の立法史と解釈学』(信山社、2015)、小柳春一郎・蕪山巖編『日本立法資料全集本巻 94 裁判所構成法』(信山社、2010)、松本博之・徳田和幸編『日本立法資料全集本巻 191 民事訴訟法〔明治編〕1 テヒョー草案Ⅰ』(信山社、2008)、同編『日本立法資料全集本巻 192 民事訴訟法〔明治編〕2 テヒョー草案Ⅱ』(信山社、2008)、同編『日本立法資料全集本巻 193 民事訴訟法〔明治編〕3 テヒョー草案Ⅲ』(信山社、2008)、法務省大臣官房司法法制部「欧州連合(EU)民事手続法」法務資料第 464 号(2015)、鷲江義勝・久門宏子・浦川紘子・西田万里子「EU 司法府関係条文の翻訳と解説」同志社法学 67 巻 7 号 207～223 頁(2016)、ルードルフ・ティーネル(出口雅久・木下雄一共訳)「欧州司法裁判所(欧州連合司法裁判所)の組織と機能ー特に先決裁定(preliminary rulings)手続を中心にー」立命館法学 331 号 378～405 頁(2010)、エヴァリング・ウルリッヒ(田尻泰之訳)「リスボン条約後の EU における権利保護」流経法學 11 巻 1 号 183～207 頁(2011)、ロルフ・シュトゥルナー(川中啓由訳)「国内法に対する EU 司法裁判所の裁判の影響力」立命館法学 366 号 649～666 頁(2016)、ロイク・カディエ(出口雅久・橋本聡・工藤敏隆訳)「フランス民事司法制度・民事訴訟法概論」立命館法学 343 号 757～825 頁(2012)、小場瀬琢磨「欧州経済領域(EEA)における法の均質性ー複数地域経済統合体の融合と域内共通秩序実現の一例としてー」RIETI Discussion Paper Series 07-J-051(2007)、Janet A. Pontier & Edwige Burg, EU Principles on Jurisdiction and Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, Asser Press(2004)、Eric Barbier De La Serre & Anne-Lise Sibony, Expert Evidence before the EC Court, Common Market Law Review 45 issue 4 pp.941-985(2008)を参考にした。

欧州司法裁判所規程（統合版）

欧州連合の司法裁判所の規程に関する議定書（第3号）

締約国は、欧州連合の機能に関する条約第281条に定める欧州連合の司法裁判所の規程を定めることを望み、
欧州連合の機能に関する条約及び欧州原子力共同体条約に添付される以下の条項に合意した：

第1条

欧州司法裁判所は、諸条約の条項、欧州原子力共同体条約（EAEC条約）の条項及びこの規程の条項に従って構成され、かつ、その権能を遂行する。

第1款 判事及び独立弁論官

第2条

その職務を行う前に、個々の判事は、公開の法廷において、公平に、かつ、良心に従って、彼の職務を遂行すること、及び、裁判所の評議の秘密を守ることを宣誓する。

第3条

判事は、裁判手続による責任を免除される。彼らが退任した後、口頭または書面で述べたことを含め、その公的権限において彼らによって遂行された行為に関し、免除を享受し続ける。

全体法廷として開かれる司法裁判所は、この免除を剥奪することができる。その判断が一般裁判所または特別裁判所の構成員に関するものである場合、司法裁判所は、関係する裁判所と協議した後、それを判断する。

ある判事について、免除が剥奪され、刑事手続が開始される場合、彼は、いずれかの構成国において、国内最高司法機関の構成員を裁く職務権限をもつ裁判所によるのみ、公判手続を受ける。

前各項に定める判事の裁判手続による責任の免除に関する条項を妨げることなく、欧州連合の特権及び免除に関する議定書の第11条ないし第14条及び第17条は、欧州司法裁判所の判事、独立弁論官、記録官及び補佐官に適用される。

第4条

判事は、いかなる政治的職務または官職にも就かない。

単純多数決の採決により理事会によって例外的に認められる場合を除き、彼らは、有償または無償を問わず、いかなり職業にも従事しない。

彼らの職務に就く際、彼らは、彼らが、在任中及び退任後にその職務から生ずる義務、とりわけ、彼らが退任した後における一定の就業または利益を得ることについて節度及び慎みをもって行動すべき義務を尊重する旨の誓約を与える。

この点に関する疑念は、司法裁判所の判断によって解決される。その判断が一般裁判所または特別裁判所の構成員に関するものである場合、司法裁判所は、関係する裁判所と協議した後、それを判断する。

第5条

通常任期満了、死亡とは別に、判事の責務は、彼が辞任する時に終了する。

判事が辞任する際、彼の辞表は、理事会議長に送付されるために司法裁判所長官に宛てられる。この通知により、空席となる。

第6条が適用される場合を除き、その判事は、彼の後任者が彼の責務を開始するまで、その職務を継続する。

第6条

彼が必要な要件を満たしていない、または、その職務から生ずる義務に適合していないとの司法裁判所の判事及び独立弁論官の全員一致の意見の場合においてのみ、判事は、解任され、報酬またはそれ以外の報酬に代わる収入を得る権利を失う。関係する判事は、その評議に参加することができない。関係する者が一般裁判所または特別裁判所の構成員である場合、司法裁判所は、関係する裁判所と協議した後、それを判断する。

裁判所の記録官は、欧州議会の議長及び欧州委員会の議長に対し、その司法裁判所の決定書を送付し、かつ、理事会の議長に対し、そのことを通知する。

判事を解任する決定である場合、理事会議長への通知に基づき、空席となる。

第7条

その任期が残っている裁判所構成員と交代する判事は、彼の前任者の残任期間について、任命される。

第8条

第2条ないし第7条の条項は、独立弁論官に適用される。

第2款 司法裁判所の組織

第9条

3年毎に判事が部分的に交代となる際、判事の構成員の半数が交代する。判事の員数が奇数である場合、交代する判事の員数は、交互に、一方の半分が多い判事員数、及び、他方の半分が少ない判事員数となる。

第1項は、独立弁論官が3年毎に部分的に交代する際に適用される。

第9条 a

判事らは、判事の構成員の中から3年の任期で裁判所長官及び裁判所副長官を選任する。彼らは、再任され得る。

副長官は、手続規則に定める要件に従って長官を補佐する。副長官は、裁判所長官が執務できない場合、または、長官が空席の場合には、長官の職務を行う。

第10条

記録官は、司法裁判所において、公平に、かつ、良心に従って、彼の職務を遂行すること、及び、司法裁判所の評議の秘密を守ることを宣誓する。

第11条

司法裁判所は、記録官が司法裁判所で執務できない場合、記録官を交代させるための手立てを講ずる。

第12条

司法裁判所が権能を遂行することができるようにするために、官吏及びそれ以外の公務員が配属される。彼らは、長官の権限に基づき、記録官の下で職責を負う。

第13条

司法裁判所の要請により、欧州議会及び理事会は、通常の立法手続に従って審議し、予審補佐官の任命について定めることができ、また、予審補佐官の職務を規律する規則を定めることができる。予審補佐官は、手続規則に定める要件に基づき、司法裁判所に係属中の事件の予審に参加し、また、予審判事として行動する判事に協力することを求められ得る。

予審補佐官は、その独立性に疑うべき余地がなく、かつ、必要とされる法的資質をもつ者の中から選任される；彼らは、単純多数決の採決により理事会によって任命され

る。彼らは、司法裁判所において、公平に、かつ、良心に従って、彼の職務を遂行すること、及び、司法裁判所の評議の秘密を守ることを宣誓する。

第 14 条

判事、独立弁論官及び記録官は、司法裁判所の所在地において居住することを求められる。

第 15 条

司法裁判所は、開廷期間中は、不休とする。非開廷期間は、その業務上の必要性を十分に考慮した上で、裁判所によって定められる。

第 16 条

司法裁判所は、3 判事で構成される小法廷及び 5 判事で構成される小法廷を構成する。判事は、それらの員数で構成される小法廷の総括者を選任する。5 判事小法廷の総括者は、3 年の任期で選任される。彼らは、再任されることができる。

大法廷は、15 名の判事で構成される。大法廷は、長官によって訴訟指揮される。裁判所副長官、並びに、手続規則の定める要件に従い、5 判事小法廷の中の 3 名の総括者、及び、それ以外の判事も大法廷に参加する。

訴訟手続の当事者である構成国または欧州連合の機関がそのように求める場合、裁判所は、大法廷の構成となる。欧州連合の機能に関する条約第 228 条第 2 項、第 245 条第 2 項、第 247 条または第 286 条第 6 項によって提起される事件の場合、裁判所は、全体法廷の構成となる。

更に、裁判所に提起されている事件が例外的な重要性をもつ事件であると裁判所が判断するときは、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、その事件を全体法廷に回付することを決定することができる。

第 17 条

司法裁判所の裁判は、評議の際、その構成員の奇数の員数の判事が出席する場合においてのみ、有効である。

3 名または 5 名の判事で構成される小法廷の裁判は、その裁判が 3 名の判事によって行われる場合においてのみ、有効である。大法廷の裁判は、11 名の判事が出席する場合においてのみ、有効である。

全体法廷の裁判は、17 名の判事が出席する場合においてのみ、有効である。

小法廷の判事のいずれかが執務できない場合、手続規則に定める要件に従い、別の小法廷の判事が出席のために呼び出される。

第18条

いかなる判事または独立弁論官といえども、彼が代理人または補佐人として参加し、もしくは、当事者の一員として行動した事件、または、彼が裁判所の構成員もしくは法廷の構成員、調査委員会の構成員またはそれ以外の機関の構成員として発言するために呼び出された事件の取扱いに参加することができない。

特別の理由により、判事または独立弁論官が特定の事件の判決または審理に参加してはならないと判断する場合、彼は、長官に対し、そのように連絡する。特別の理由により、判事または独立弁論官が特定の事件において在廷させまたは関与させてはならないと長官が判断する場合、長官は、彼に対してしかるべく通知する。

本条の適用に関して生ずる問題は、司法裁判所の決定により解決される。

当事者は、判事の国籍を理由として、または、当該当事者の国籍をもつ判事が裁判所または法廷に存在しないことを理由としては、裁判所またはいずれかの小法廷の構成の変更を申立てることができない。

第3款 司法裁判所における訴訟手続

第19条

構成国及び欧州連合の機関は、個々の事件のために任命される代理人によって、司法裁判所において訴訟代理される；代理人は、助言者または弁護士によって補佐され得る。

構成国以外の国であって、欧州経済領域協定の加盟国であり、かつ、同協定が参照するEFTA監視機関の加盟国でもある国は、同じ方法で訴訟代理される。

それら以外の当事者は、弁護士によって訴訟代理される。

構成国の裁判所、または、それ以外の、欧州経済領域協定の加盟国である国の裁判所において実務を遂行することが認められる弁護士のみは、司法裁判所において当事者を訴訟代理し、または、これを補佐することができる。

そのような代理人、補佐人及び弁護士は、司法裁判所に出廷する際、手続規則に定める要件に基づき、彼らの責務を独立して遂行するために必要となる権利及び免除を享受する。

司法裁判所に出廷するそのような補佐人及び弁護士に関し、裁判所は、手続規則に定める要件に基づき、裁判所に通常与えられている法律上の権限をもつ。

大学の教員に対してその法律が裁判所における弁論権を与えている構成国の国民である大学の教員は、裁判所において、本条によって弁護士に対して与えられるのと同じ権利をもつ。

第20条

司法裁判所に係属する訴訟手続は、2つの部分で構成される：すなわち、書面審理部

分及び弁論部分である。

書面審査手続は、当事者に対する、または、その決定が紛争中となっている欧州連合の機関に対する、申立書、事件陳述書、答弁書及び意見書及び再主張書、並びに、関連する全ての書面及び文書及びそれらの認証された副本の送付によって構成される。

送付は、手続規則に定める順に、かつ、その期限内に、記録官によって行われる。

弁論手続は、代理人、補佐人及び弁護士の裁判所による聴取、及び、独立弁論官の意見の聴取、並びに、それが実施される場合には、証人及び鑑定人からの聴取によって構成される。

その事件に新たな法律上の争点を生じさせていないと裁判所が判断する場合、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、独立弁論官の意見陳述をすることなく、その事件について判断することを決定することができる。

第 21 条

事件は、記録官宛ての申立書によって司法裁判所に提起される。その申立書には、申立人の名前及び定住所及び署名者の記述、申立が行われる相手方当事者の名前、紛争の対象、求める裁判の種類、並びに、申立人が依拠する法律上の主張の簡潔な記述を含める。

申立書は、それが適切なきは、その破棄を求める措置書を添付し、または、欧州連合の機能に関する条約第 265 条に示す場合には、その条項に従って機関が行為を求められた日付を示す証拠文書を添付する。その文書が申立人に送付されていない場合、記録官は、関係する当事者に対し、合理的な期間内にそれらの文書を提出するように求めるが、その場合、訴訟手続を提起するための期限後にその文書が提出されたとしても、当事者の権利は損なわれない。

第 22 条

EAEC 条約第 18 条によって規律される事件は、記録官宛ての申立書によって、司法裁判所に提起される。その申立書には、申立人の名前及び定住所及び署名者の記述、不服申立てが行われる裁判への参照、被告の名前、紛争の対象、意見及びその不服申立てが基づく根拠の簡潔な記述を含める。

申立書には、争われる仲裁廷の判断の認証された正本が添付される。

裁判所がその不服申立てを棄却するときは、その仲裁廷の判断が確定する。

裁判所が仲裁廷の判断を破棄する場合、それが適切なきは、その事件の当事者のいずれかからの申立てに基づき、仲裁廷においてその仲裁を再開することができる。その仲裁廷は、裁判所によって与えられた法律上の争点に関する判断に従う。

第 23 条

欧州連合の機能に関する条約第 267 条によって規律される事件において、その訴訟

手続を停止して司法裁判所に事件を照会する構成国の裁判所または法廷の決定は、関係する裁判所または法廷から司法裁判所に対して通知される。そして、その決定は、司法裁判所の記録官によって、当事者、構成国、欧州委員会、及び、その有効性または解釈が争われている行為を採択した欧州連合の機関、組織、事務局または部局に対し、通知される。

その通知後 2 か月以内に、当事者、構成国、欧州委員会、及び、それが適切なときは、その有効性または解釈が争われている行為を採択した欧州連合の機関、組織、事務局または部局は、裁判所に対し、事件陳述書または意見書を送付することができる。

欧州連合の機能に関する条約第 267 条によって規律される事件において、国内裁判所または法廷の決定は、更に、司法裁判所の記録官によって、構成国以外の国であって、欧州経済領域協定の加盟国であり、かつ、同協定が参照する EFTA 監視機関の加盟国でもある国に対して通知され、その国は、同協定の適用される領域のいずれかが関係するときは、通知後 2 か月以内に、裁判所に対し、事件陳述書または意見書を送付することができる。

理事会と 1 または複数の非構成国との間で締結された特定の対象と関連する協定が、構成国の裁判所または法廷が司法裁判所に対して照会する場合に、当該非構成国が事件陳述書または意見書を送付する権利をもつことを定めているときは、その国内裁判所または法廷の当該質問を含める決定は、関係する非構成国に対しても通知される。その通知後 2 か月以内に、当該非構成国は、司法裁判所において、事件陳述書または意見書を提出することができる。

第 23 条 a

手続規則は、簡易訴訟手続または迅速化された訴訟手続を定め、かつ、自由、安全及び正義の領域と関連する先決裁定判決の照会のために、緊急手続を定めることができる。

これらの訴訟手続は、事件陳述書または意見書の送付に関し、第 23 条に定めるものよりも短い期間を定め、また、第 20 条第 4 項からの特例により、独立弁論官の意見陳述をすることなく、その事件の裁判をすることを定めることができる。

加えて、緊急手続は、事件陳述書または意見書を送付することが認められている当事者、及び、それ以外の、第 23 条に示す利害関係者の制限を定めることができ、かつ、特に緊急を要する場合、訴訟手続の書面審理部分を省略することを定めることができる。

第 24 条

司法裁判所は、当事者に対し、全ての文書の提出を求め、及び、裁判所が必要と判断する全ての情報の提供を求めることができる。その拒絶があったときは、そのことを正式に記録にとどめる。

裁判所は、その事件の当事者ではない構成国並びに機関、組織、事務局及び部局に対し、その訴訟手続のために裁判所が必要と判断する全て情報の提供を求めることもで

きる。

第 25 条

司法裁判所は、いつでも、裁判所が選任する個人、組織、機関、委員会またはそれ以外の組織に対し、鑑定意見を与える職務を委嘱することができる。

第 26 条

手続規則に定める要件に基づき、証人調べをすることができる。

第 27 条

証人の不出廷に関して、司法裁判所は、裁判所及び法廷に対して一般的に与えられる権限をもち、かつ、手続規則に定める要件に基づき、過料の制裁を加えることができる。

第 28 条

手続規則に定める方式による宣誓または証人もしくは鑑定人の国の法律によって定められる方法による宣誓に基づき、証人及び鑑定人に対して質問することができる。

第 29 条

司法裁判所は、証人または鑑定人に対し、彼の定居住地の司法機関から質問を受けることを命ずることができる。

その命令は、手続規則に定める要件に基づき、それを実施するために、職務権限を有する司法機関に対して送付される。

裁判所は、それが適切なときは、当事者に対して費用の支払いを求める権利を妨げることなく、その費用を支出する。

第 30 条

構成国は、その違反行為が民事訴訟手続上の裁判管轄権をもつ構成国の裁判所のいずれかにおいて行われた場合と同様の方法により、証人または鑑定人の宣誓違反を取り扱う。司法裁判所の段階においては、関係する構成国は、その宣誓違反行為者その構成国の裁判所において裁く。

第 31 条

司法裁判所が、職権により、または、当事者からの申立てにより、重大な理由により

別異に定めない限り、裁判所における証拠調べは、公開のものとする。

第 32 条

証拠調べ期日の間、司法裁判所は、証人、鑑定人及び当事者本人に対して質問をすることができる。しかしながら、当事者本人は、彼らの訴訟代理人を介してのみ、司法裁判所に対して発言することができる。

第 33 条

個々の証拠調べ期日について、調書が作成され、長官及び記録官によって署名される。

第 34 条

長官によって事件一覧表が作成される。

第 35 条

司法裁判所の評議は、秘密のものとされ、かつ、秘密のままとされる。

第 36 条

判決は、それが根拠とする理由を示す。判決書は、評議に参加した判事の氏名を含める。

第 37 条

判決書は、長官によって署名及び記録官によって署名される。判決書は、公開の法廷において朗読される。

第 38 条

司法裁判所は、訴訟費用に関して裁判する。

第 39 条

司法裁判所長官は、欧州連合の機能に関する条約第 278 条及び EAEC 条約第 157 条に定める執行停止の申立て、欧州連合の機能に関する条約第 279 条による仮措置を定める申立て、または、欧州連合の機能に関する条約第 299 条第 4 項もしくは EAEC 条約第 164 条による執行停止の申立てに関し、それが必要な範囲内で、この規程に含ま

れる幾つかの規定と異なるものとすることができ、かつ、手続規則に定める簡易訴訟手続により、裁判をすることができる。

第1項に示す権限は、手続規則に定める要件に基づき、司法裁判所の副長官によって行使される。

長官及び副長官が執務できない場合、手続規則に定める要件に基づき、別の判事がその権限を行使する。

長官の判断または彼に代わる判事の判断は、暫定的なものであり、いかなる方法によっても、その事件の実体に関する裁判所の裁判を妨げない。

第40条

構成国及び欧州連合の機関は、司法裁判所に係属中の事件に訴訟参加することができる。

同じ権利は、欧州連合の組織、事務局及び部局に対し、並びに、それ以外の、裁判所に提起された事件の結論に利害関係があることを証明することのできる者に対して開かれる。

自然人または法人は、構成国間の事件、欧州連合の機関間の事件、または、構成国と欧州連合の機関との間の事件に訴訟参加してはならない。

第2項を妨げることなく、構成国以外の国であって、欧州経済領域協定の加盟国であり、かつ、同協定が参照するEFTA監視機関の加盟国でもある国は、同協定が適用される領域のいずれかと関係する場合、裁判所に係属中の事件に訴訟参加することができる。

訴訟参加の申立ては、当事者のいずれかによって求める種類の裁判を支持するものに制限される。

第41条

被告である当事者が、適正な召喚を受けた後、答弁書を提出しなかった場合、当該当事者に対し、欠席判決が与えられる。その判決が告知された後1か月以内に、その判決に対し、異議を申し立てることができる。司法裁判所が別異の決定をしない限り、その異議は、その判決の執行を停止させる効果をもたない。

第42条

構成国、欧州連合の機関、組織、事務局及び部局、並びに、それ以外の自然人または法人は、判決がそれらの者の権利を妨げる場合、予防的に、かつ、手続規則によって定められる要件に基づき、彼らに弁論をさせないで行われた判決を争うための第三者異議訴訟手続を開始することができる。

第43条

判決の意味または適用範囲に疑義がある場合、司法裁判所は、その利益を証明する当事者または欧州連合の機関の申立てに基づき、その判決を解釈する。

第44条

裁判の再審を求める申立ては、決定的な要因となるような性質をもつ事実であって、かつ、判決の言渡し時には裁判所にも再審を求める当事者にも知られていなかった事実の発見に基づいてのみ、司法裁判所に対し、それを行うことができる。

再審は、新事実の存在を明示で記録し、その事実がその事件を再審開始とさせる状態にするような性質のものであることを認め、かつ、その申立てがその根拠において許容されることを宣言する裁判所の判決によって開始される。

判決の日から10年を経過した後においては、いかなる再審の申立てもすることができない。

第45条

距離を考慮に入れた猶予期間は、手続規則によって定められる。

関係する当事者が、予見不可能な事情または不可抗力 (*force majeure*) の存在を証明するときは、期間の経過による効果の発生が阻止される。

第46条

非契約責任から生ずる事柄に関する欧州連合を相手方とする訴訟手続は、その事柄を生じさせた出来事の発生から5年を経過した後は、禁止される。この期間の制限は、司法裁判所において訴訟手続が開始される場合、または、その訴訟手続が開始される前に、欧州連合の関連機関を相手方とする申立てが被害当事者から行われた場合には、中断される。後者の場合、欧州連合の機能に関する条約第263条に定める2か月の期間内に訴訟手続が開始されなければならない；それが適切なときは、欧州連合の機能に関する条約第265条第2項の条項が適用される。

本条は、非契約責任に関し、欧州中央銀行を相手方とする訴訟手続にも適用される。

第4款 一般裁判所

第47条

第9条第1項、第9条a、第14条及び第15条、第17条第2項、第4項及び第5項並びに第18条は、一般裁判所及びその構成員に適用される。

第3条及び第10条、第11条及び第14条は、一般裁判所の記録官に準用して適用さ

れる。

第 48 条

一般裁判所は、以下のとおりに構成される：

- (a) 2015年12月25日から40名の判事；
- (b) 2016年9月1日から47名の判事；
- (c) 2019年9月1日から構成国毎に2名の判事。

第 49 条

一般裁判所の構成員は、独立弁論官の職務を遂行することを求められ得る。

完全に公平かつ独立して行動する独立弁論官の職務は、一般裁判所の職務の遂行において一般裁判所を補佐するために、一般裁判所に提起された一定の事件に関し、公開の法廷において、理由を付した意見陳述を行うことである。

そのような事件を選択する基準及び独立弁論官を指名するための手続は、一般裁判所手続規則の中で定められる。

独立弁論官の職務を遂行することを求められた構成員は、事件の判決に参加することができない。

第 50 条

一般裁判所は、3判事小法廷及び5判事小法廷で構成される。判事らは、その構成員の中から小法廷の総括者を選任する。5判事小法廷の総括者は、3年の任期で選任される。彼らは、再任されることができる。

小法廷の構成及びそれらへの事件の配点は、手続規則によって規律される。一般裁判所は、全体法廷とすることができ、または、単独の判事によって構成することができる。

手続規則は、一般裁判所が、事件により、かつ、それについて定める要件に基づき、大法廷を構成することができることを定めることもできる。

第 50 条 a

1. 一般裁判所は、その裁判管轄権が欧州司法裁判所に与えられている事柄に関し、一方当事者を全ての機関、組織、事務局または部局とし、他方当事者をその公務員とする紛争を含め、欧州連合の機能に関する条約第270条に示す欧州連合とその公務員との間の紛争において、第1審の裁判管轄権を行使する。
2. 申立ての提起の時点を含め、訴訟手続の全ての段階において、一般裁判所は、紛争の和解による解決の可能性を検討することができ、かつ、そのような紛争解決を勧誘することができる。

第51条

欧州連合の機能に関する条約第256条第1項に定める規定からの特例により、それらの訴訟手続が、構成国によって、以下を相手方として、提起される場合、欧州連合の機能に関する条約第263条及び第265条に示す訴訟においては、その裁判管轄権が司法裁判所に留保される：

- (a) 以下の場合を除き、欧州議会もしくは理事会による、または、それらの機関の共同の行為による作為または不作為：
- － 欧州連合の機能に関する条約第207条の意味における取引を保護する措置に関する理事会規則により採択された理事会の法令；
 - － それによって欧州連合の機能に関する条約第291条第2項に従い理事会が実装権限を行使する理事会の法令；
- (b) 欧州連合の機能に関する条約第331条第1項に基づく欧州委員会による作為または不作為。

欧州議会もしくは理事会による、もしくは、それらの機関の共同の行為による、または、欧州委員会による作為もしくは不作為に対し、または、欧州中央銀行による作為もしくは不作為に対し、欧州連合の機関から訴訟が提起される場合、同じ条項に示す訴訟においても、その裁判管轄権が司法裁判所に留保される。

第52条

欧州司法裁判所の長官及び一般裁判所の所長は、一致した意見により、一般裁判所の権能を遂行できるようにするために、司法裁判所に配属される官吏及びそれ以外の公務員がその役務を一般裁判所に対して提供するようにさせるための要件を定める。一定の官吏及びそれ以外の公務員は、一般裁判所の所長の権限の下で一般裁判所の記録官に対して職責を負う。

第53条

一般裁判所に係属する訴訟手続は、第3款によって規律される。

必要となり得る別のより詳細な条項は、その手続規則の中で定められる。知的財産権の分野における訴訟の特殊性を考慮に入れるため、手続規則は、第40条第4項及び第41条からの特例を設けることができる。

第20条第4項に拘らず、独立弁論官は、理由を付した彼の意見陳述を、書面によって行うことができる。

第54条

一般裁判所宛ての申立書またはそれ以外の手続文書が誤って司法裁判所の記録官に提出される場合、それは、直ちに、当該記録官によって、一般裁判所の記録官に対して

送付される；同様に、司法裁判所宛ての申立書またはそれ以外の手続文書が誤って一般裁判所の記録官に提出される場合、それは、直ちに、当該記録官によって、司法裁判所の記録官に対して送付される。

司法裁判所が裁判管轄権をもつ事柄に関し、一般裁判所が訴訟の弁論及び判断の裁判管轄権をもたないと一般裁判所が判断する場合、一般裁判所は、当該訴訟を司法裁判所に移送する；同様に、事件が一般裁判所の裁判管轄権の範囲内にあると司法裁判所が判断する場合、司法裁判所は、当該事件を一般裁判所に移送する。この場合、司法裁判所は、裁判管轄権を放棄できない。

同じ救済が求められ、同じ解釈上の問題が生じており、または、同じ行為の有効性に疑義が提示されている複数の事件が司法裁判所及び一般裁判所に係属する場合、一般裁判所は、当事者の意見を聴取した後、司法裁判所が判決を言い渡す時まで一般裁判所に係属している訴訟手続を停止することができ、または、その訴訟が欧州連合の機能に関する条約第 263 条により提起された訴訟である場合、そのような訴訟に関して司法裁判所が判断できるようにするため、裁判管轄権を放棄することができる。同様の状況の下において、司法裁判所も、そこに係属する訴訟手続を停止することができる；その場合、一般裁判所に係属中の事件が続行となる。

構成国及び欧州連合の機関が同じ行為を争っている場合、一般裁判所は、司法裁判所がそれらの申立てに関して判断できるようにするため、裁判管轄権を放棄する。

第 55 条

一般裁判所の終局裁判、実体上の問題の部分のみの判断をする裁判、または、職務権限もしくは許容性の欠缺の主張に関する手続上の問題の判断をする裁判は、一般裁判所の記録官によって、全ての当事者、並びに、一般裁判所に係属する事件に参加しなかった場合であっても、全ての構成国及び欧州連合の機関に対して、通知される。

第 56 条

一般裁判所の終局裁判、実体上の問題の部分のみの判断をする裁判、または、職務権限もしくは許容性の欠缺の主張に関する手続上の問題の判断をする裁判を不服とする控訴は、控訴する裁判の通知後 2 か月以内に、司法裁判所に提起することができる。

その控訴は、その裁判の全部または一部に敗訴した当事者から提起することができる。しかしながら、構成国及び欧州連合の機関以外の訴訟参加人は、その一般裁判所の裁判が直接にそれらの参加人に影響を与える場合においてのみ、その控訴を提起することができる。

欧州連合とその公務員との間の紛争に関する事件の例外の場合を除き、控訴は、その一般裁判所に係属した訴訟手続に参加しなかった構成国及び欧州連合の機関によっても提起され得る。その構成国及び欧州連合の機関は、第 1 審において訴訟参加した構成国または期間と同じ立場となる。

第 57 条

一般裁判所によって訴訟参加の申立てが棄却された当事者は、その申立てを棄却する裁判の通知後 2 週間以内に、欧州司法裁判所に不服申立てをすることができる。

訴訟手続の当事者は、欧州連合の機能に関する条約第 278 条もしくは第 279 条もしくは第 299 条第 4 項または EAEC 条約第 157 条もしくは第 164 条第 3 項により行われた一般裁判所の裁判を不服として、それらの通知後 2 か月以内に、司法裁判所に不服申立てをすることができる。

本条の前 2 項に示す不服申立ては、第 39 条に示す手続に基づき、審理され、判断される。

第 58 条

司法裁判所への控訴は、法律上の争点を制限される。控訴は、一般裁判所の職務権限の欠缺、その裁判所における訴訟手続の違背であって、控訴人の利益に対して不利な影響を与えることを理由とする場合、並びに、一般裁判所による欧州連合の法律の違背を理由とする場合に成立する。

訴訟費用の額またはそれを支払うことを命じられる当事者のみに関する理由による控訴は、成立しない。

第 59 条

一般裁判所の裁判を不服とする控訴が提起される場合、司法裁判所における訴訟手続は、書面審理部分及び弁論部分で構成される。

手続規則に定める要件に従い、司法裁判所は、独立弁論官及び当事者の意見を聴取し、口頭弁論手続を省略することができる。

第 60 条

欧州連合の機能に関する条約第 278 条及び第 279 条または EAEC 条約第 157 条を妨げることなく、控訴は、執行停止の効力をもたない。

欧州連合の機能に関する条約第 280 条の特例により、ただし、欧州連合の機能に関する条約第 278 条及び第 279 条または EAEC 条約第 157 条により、無効であると宣言された規則の効力の停止を求め、または、それ以外の仮措置の決定を求めて司法裁判所に控訴する当事者の権利を妨げることなく、規則を無効であると宣言する一般裁判所の裁判は、この規程の第 56 条第 1 項に示す期間が経過する日まで、または、その期間内に控訴が提起された場合、その控訴が棄却される日まで、その効力を生ずることがない。

第 61 条

控訴に理由があるときは、司法裁判所は、一般裁判所の裁判を破棄する。訴訟手続の状態がそれを許すときは、司法裁判所自らがその紛争について終局判決をすることができ、または、判決のために一般裁判所に対してその事件を差し戻すことができる。

事件が一般裁判所に差し戻された場合、同裁判所は、法律上の問題点に関し、司法裁判所の判断に拘束される。

一般裁判所に係属した訴訟手続に参加しなかった構成国または欧州連合の機関によって提起された控訴に理由がある場合、司法裁判所は、それが必要であると判断するときは、破棄された一般裁判所の裁判のどの効果が訴訟当事者に関して決定的なものとして判断されるかを説示することができる。

第 62 条

欧州連合の機能に関する条約第 256 条第 2 項及び第 3 項に定める事件において、首席独立弁論官が、欧州連合の法律の統一性または一貫性が損なわれる重大なリスクが存在すると判断する場合、彼は、司法裁判所が一般裁判所の裁判を職権再審することを提案することができる。

その提案は、一般裁判所による裁判の言渡しから 1 か月以内に行われなければならない。首席独立弁論官によって行われた提案を受領した後 1 か月以内に、司法裁判所は、その裁判が見直されるべきか否かを決定する。

第 62 条 a

司法裁判所は、一般裁判所から司法裁判所に対して送付された記録に基づき、緊急手続によって、見直しの対象である問題に関し、判断を与える。

この規程の第 23 条に示す者、及び、EC 条約第 256 条第 2 項に定める事件において、一般裁判所における訴訟手続の当事者は、その目的のために定められた期間内に、職権再審の対象である問題に関し、陳述書または意見書を司法裁判所に提出する権利をもつ。

司法裁判所は、判断を与える前に、口頭弁論手続を開くことを決定することができる。

第 62 条 b

欧州連合の機能に関する条約第 256 条第 2 項の事件においては、欧州連合の機能に関する条約第 278 条及び第 279 条を妨げることなく、職権再審を求める提案及び職権再審手続の開始決定は、執行停止の効力をもたない。一般裁判所の裁判が欧州連合の法律の統一性または一貫性を損なうものであると司法裁判所が判断する場合、司法裁判所は、その事件を一般裁判所に差し戻し、その一般裁判所は、司法裁判所により判断さ

れた法律上の問題点によって拘束される；司法裁判所は、破棄された一般裁判所の裁判のどの効果が訴訟当事者に関して決定的なものとして判断されるかを説示することができる。しかしながら、職権再審の結果、一般裁判所の裁判が基礎とした事実判断から導き出される訴訟手続の結果を考慮し、司法裁判所は、終局判決を与えることができる。

欧州連合の機能に関する条約第256条第3項の事件においては、職権再審の提案または職権再審手続の開始決定がない場合、一般裁判所に送られた質問に対して一般裁判所から与えられた回答は、第62条第2項においてその目的のために定める期間の経過によって、その効力を発生させる。

職権再審手続が開始される場合、司法裁判所が別異の判断をしない限り、職権再審に服する回答は、その訴訟手続の後に効力を発生させる。司法裁判所が、一般裁判所の裁判が欧州連合の法律の統一性または一貫性を害するものであると判断する場合、職権再審に服する質問に対して司法裁判所によって与えられた回答は、一般裁判所によって与えられた回答に置き換わる。

第4款 a 特別裁判所

第62条 c

欧州連合の機能に関する条約第257条に基づいて設置された特別裁判所の裁判管轄権、構成、組織及び手続に関連する条項は、この規程の別紙に含める。

第5款 最終条項

第63条

司法裁判所手続規則及び一般裁判所手続規則は、この規程の適用のため、及び、それを要するときは、その補充のために必要となる条項を含める。

第64条

欧州司法裁判所において適用可能な言語の手配を規律する規則は、全会一致で審議する理事会の規則によって定められる。この規則は、司法裁判所からの要請により、かつ、欧州委員会及び欧州議会との協議の後に、または、欧州委員会からの提案により、かつ、司法裁判所及び欧州議会との協議の後に、採択される。

これらの規則が採択されるまでは、言語の手配を規律する司法裁判所手続規則及び一般裁判所手続規則の条項が継続して適用される。欧州連合の機能に関する条約第253条及び第254条からの特例により、これらの条項は、理事会の全会一致による同意によってのみ、これを改正または廃止することができる。

別紙 I 欧州連合民事特別法廷

この別紙は、欧州議会及び理事会の2016年7月6日の規則(EU, Euratom) 2016/1192によって廃止された。しかしながら、同規則の第4条に基づき、議定書第3号の別紙Iの第9条ないし第12条は、公務員裁判所 (the Civil Service Tribunal) の裁判を不服とする控訴事件であって、2016年8月31日の時点で一般裁判所に係属しているもの、または、その日以降に提起されるものに対し、引き続き適用される。

...

第9条

控訴の対象となる裁判の通知後2か月以内に、公務員裁判所の終局裁判、実体上の問題の部分の判断をする裁判、または、職務権限もしくは許容性の欠缺の主張に関する手続上の問題のみの判断をする裁判を不服として、一般裁判所に控訴することができる。

その控訴は、その裁判の全部または一部に敗訴した当事者から提起することができる。しかしながら、構成国及び欧州連合の機関以外の訴訟参加人は、その公務員裁判所の裁判が直接にそれらの参加人に影響を与える場合においてのみ、その控訴を提起することができる。

第10条

1. 公務員裁判所によって訴訟参加の申立てが棄却された者は、その申立てを棄却する裁判の通知後2週間以内に、一般裁判所に不服申立てをすることができる。
2. 訴訟手続の当事者は、その通知後2か月以内に、欧州連合の機能に関する条約第278条もしくは第279条もしくは第299条第4項またはEAEC条約第157条もしくは第164条第3項により行われた公務員裁判所の裁判を不服として、一般裁判所に控訴することができる。
3. 一般裁判所の所長は、第1項及び第2項において提起された控訴に関し、それが必要な範囲内で、この別紙に含まれる幾つかの規定と異なるものとすることができ、かつ、一般裁判所手続規則に定める簡易訴訟手続により、裁判することができる。

第11条

1. 一般裁判所への控訴は、法律上の争点に制限される。控訴は、公務員裁判所の職務権限の欠缺、その裁判所における訴訟手続の違背であって、控訴人の利益に対して不利な影響を与えることを理由とする場合、並びに、公務員裁判所による欧州連合の法律の違背を理由とする場合に成立する。

2. 訴訟費用の額またはそれを支払うことを命じられる当事者のみに関する理由による控訴は、成立しない。

第 12 条

1. 欧州連合の機能に関する条約第 278 条及び第 279 条または EAEC 条約第 157 条を妨げることなく、一般裁判所への控訴は、執行停止の効力をもたない。

2. 公務員裁判所の裁判を不服とする控訴が提起される場合、一般裁判所における訴訟手続は、書面審理部分及び弁論部分で構成される。手続規則に定める要件に従い、一般裁判所は、当事者の意見を聴取し、口頭弁論手続を省略することができる。